

# 地方消費税引き上げ分における使途の明確化について

## 【令和3年度決算ベース】

令和元年10月1日より消費税率（国・地方）が8%から10%に引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。令和3年度風間浦村一般会計決算における社会保障関連施策経費への充当状況については、下記のとおりとなります。

### 【歳入】

地方消費税交付金（社会保障財源化分） 24,469 千円

### 【歳出】

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費 274,709 千円

（単位：千円）

事業名		令和3年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国(県)支出 金	地方債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会 福祉	障害福祉事業	74,656	54,756	0	0	2,789	17,111
	高齢者福祉事業	31,139	0	0	1,122	4,206	25,811
	児童福祉事業	72,505	12,217	0	3,357	7,978	48,953
	母子福祉事業	3,696	681	0	0	422	2,593
	小計	181,996	67,654	0	4,479	15,395	94,468
社会 保険	介護保険事業特別会計繰出金	41,972	4,813	0	1,563	4,988	30,608
	国民健康保険事業特別会計繰出金	25,067	13,673	0	0	1,597	9,797
	後期高齢者医療特別会計繰出金	11,973	7,380	0	0	644	3,949
	小計	79,012	25,866	0	1,563	7,229	44,354
保健 衛生	疾病予防対策事業	5,309	85	0	0	732	4,492
	健康増進対策事業	8,392	452	0	0	1,113	6,827
	小計	13,701	537	0	0	1,845	11,319
合計		274,709	94,057	0	6,042	24,469	150,141